

砥部町自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、砥部町自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、各自主防災組織相互の連絡調整、親睦を図ることにより、地震・風水害等の被害の防止、軽減に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各自主防災組織活動に係る情報交換
- (2) 災害発生時における相互支援及び協力
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、砥部町内の各自主防災組織の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 協議会は、地区毎にブロックを組織する。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

2 役員を選出は、会員の内から会員の互選によって決定する。

3 役員任期は当該事業年度開始日から翌事業年度終了日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 役員が欠けたときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前条第2項に定める各ブロックにおけるブロック長は、副会長が兼務するものとする。

(役員職務)

第6条 役員は次に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、原則年1回開催する。ただし、災害発生などの緊急時には必要に応じ開催できるものとする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議で議決する事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改正

(2) 協議会の運営等に関し重要事項を決定する必要がある場合

4 会議における議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(事業年度)

第8条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、砥部町役場総務課内に置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月10日から施行する。